



2023（令和5）年度

二 中 だ よ り



第4号 2024（令和6）年4月30日 発行責任者 加賀谷 登

P T A ・ 体育文化後援会総会 お世話になりました！

先日のP T A ・ 体育文化後援会、授業参観、学年部会大変お世話になりました。ご多用の中、ご参加いただきありがとうございました。今年度もP T A ・ 体育文化後援会の活動にご理解・ご協力よろしくお願い致します。

授業を参観されて、お子様の様子はいかがでしたでしょうか。1年生は中学生になって、2・3年生は学年が一つ上がって、昨年までと違った面が見られたのではないかと思います。今後も子どもたちの成長のために全力で取り組んでまいります。

5月行事予定をお知らせします！

23日（木）は、阿南市教育会総会並びに研修会が行われるので、市内小中学校は給食後放課となります。24日（金）から26日（日）まで、2年生は沖縄に修学旅行に行きます。平和学習で沖縄戦の悲惨さから平和・命の大切さを学んできました。現地でこれまでの学びを深めてほしいです。27日（月）、28日（火）の二日間、2年生は振替休業日です。31日（金）は1・3年生の遠足です。1年生は防災センター・あすたむらんど、3年生はUSJへ行きます。行事予定には入っていませんが、ゴールデンウィーク中は、県の大会が入っている部活動がたくさんあります。総体前の大切な試合です。頑張ってください。

命の大切さを今一度考えて！

4月後半からの大型連休も含めてこの前後は、子どもたちの事故が増える時期でもあります。特に、急に暑くなってくるため、海や川での水遊びによる事故、自転車通学に慣れてきた1年生の交通事故などが心配されます。有意義な連休にするためにも、今一度生活を振り返り、気持ちを引き締めて、命の大切さを考えてください。軽率な行動で、後悔したり、まわりの人たちを悲しませたりすることのないようにしましょう。

また、暑さに体が慣れていないため、熱中症になりやすい時期でもあります。休み中の部活動を含めて、学校には水分補給のための水筒を持たせてください。熱中症予防には、十分な睡眠と朝食を摂ることが大切です。特に休み中、朝食を摂らずに部活動に参加する生徒がいます。各ご家庭でも十分ご注意ください。

日	曜	5月の行事予定
1	水	全校集会⑥ 避難訓練
2	木	
3	金	憲法記念日
4	土	みどりの日
5	日	こどもの日 家庭人権学習の日
6	月	振替休日
7	火	SC
8	水	
9	木	
10	金	ALT ひまわり号 尿検査
11	土	家庭読書の日
12	日	
13	月	図書館サポーター
14	火	歯科検診（1年、2年1組） SC
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	学校安全の日 図書館サポーター 生徒会専門委員会・いじめ防止委員会
21	火	歯科検診（3年、2年2組）ALT SC
22	水	
23	木	市教育会総会・研修会のため給食後放課
24	金	2年生修学旅行
25	土	2年生修学旅行
26	日	2年生修学旅行
27	月	2年生振替休業日 図書館サポーター
28	火	2年生振替休業日 SC
29	水	眼科検診 ALT
30	木	心電図検査
31	金	1・3年生遠足

※予定は都合により変更する場合がありますので、ご了承ください。

全国学力・学習状況調査（3年生）、徳島県学力ステップアップテスト（1・2年生）

4月18日（木）に全国学力・学習状況調査、4月25日（木）に徳島県学力ステップアップテスト（1・2年生）を実施しました。本校生徒の学力や学習状況を把握して課題を明らかにして、今後の教育活動の改善を図ることを目的としています。全学年とも国語・数学の2教科を行いました。（3年生の全国学力・学習状況調査は理科と英語も入る年があります。）調査結果が出ましたら、学力向上をめざした授業改善や課題の出し方の工夫などにつなげていきたいと考えています。

自主勉ノートをもらいに校長室にやってくる生徒の数が、昨年度の同時期と比べると今年の方が多いような気がします。「今年は〇〇回来ます。」と目標を言って帰る生徒もいます。学力の定着には家庭学習が欠かせません。しっかり頑張ってください。

人権コーナ

毎月第一日曜日は、家庭人権学習の日です。資料をもとに各ご家庭で話し合ってみてください。今回は、「教科書無償」についてです。なぜ、教科書は無償（タダ）なのか、教科書をどのように使わなければならないか、考えてみましょう。

この教科書は、^{みな}これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、^{むしよ}税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。

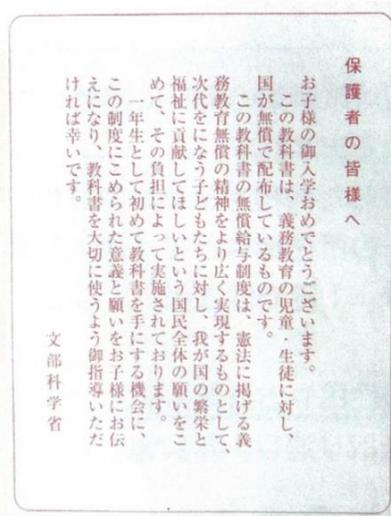
この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。

上の写真を見てください。書かれている言葉は、「この教科書は、これからの日本を担うみなさんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」です。どちらも同じです。上段の写真は、今年の1年生に配付した「英語」の教科書の裏表紙に書かれていました。下段の写真は、同じく1年生に配付した「国語」の教科書の裏表紙に書かれています。「英語」と「国語」だけではありません。小中学生が使うすべての教科書の裏表紙にはこの言葉が書かれているのです。

1946（昭和21）年11月3日に公布され、1947（昭和22）年5月3日に施行された日本国憲法。その第26条2項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」と定められています。しかし、憲法で義務教育は無償と定められた後も、教科書は有料でした。新学期を迎える前になると保護者たちは、知り合いに古い教科書をゆずってもらったり、古くて使えないものやないものだけを買そろえたりしていました。当時高知県のある村では、一日働いても300円ほどの収入にしかありませんでした。教科書を全部揃えると、小学校で700円、中学校で1200円ほどかかりました。子どもの数が今と比べて多かったその当時は、教科書を全部揃えるだけでも、かなりの出費でした。1960（昭和35）ごろになると、物価も高くなり始め、教育費を負担する家庭の生活は苦しくなっていました。

そんな中で、高知県のある被差別部落の村では、「私たちが習った歴史と子どもたちが習った歴史は全然違う。私たちも子ども教科書を使って勉強し直そう。」とお母さんたちによる憲法の学習が始まりました。その中で憲法26条に記されている「義務教育は、これを無償とする。」という部分が問題になりました。「義務教育は無償とするというのだから、教科書を買うのはおかしい。」「教科書がタダでないのは、憲法が守られていないのと同じだ。」ということが話し合われました。そうして、「教科書をタダにする会」が結成され、教科書は無償にする運動が始まりました。この運動は、多くの人々や団体・政党に支持され、全国的な運動に発展し国会でも取り上げられました。1962（昭和37）年、「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律」（昭和37年3月31日公布、4月1日施行）に基づき、段階的に教科書が無償配付されるようになっていきました。

この無償化の運動は、差別と貧困で苦しめられてきた被差別部落の人たちの憲法を守るための闘いとして出発したことを忘れてはいけません。



現在も小学校入学時に配られる袋には、教科書無償の意義が記載されています。

※振り返ってみましょう

- 教科書を大切に使っていますか。
- 授業中、教科書を忘れていませんか。

※覚えておきましょう

- 教科書は、最高の参考書です。基礎学力テストや高校入試には、教科書に出ていないことは出ません。
- 被差別部落の人々の中から始まった運動が、すべての人々の幸せにつながりました。

「教科書をタダにする運動」は簡単ではありませんでした。決して一人の力ではできませんでした。多くの人たちが支え合って続けていったのです。本校のめざす生徒像の一つでもある「認め合い、支え合い、高め合う生徒（絆づくり）」にもつながっていくものだと思います。

↑ 今も小学校1年生にはこの封筒が使われています。